○個人情報保護委員会告示第七号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第四条、第八条及び第五十一条に基づき、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）を次のように定め、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）の施行の日から施行する。

平成二十八年十一月三十日

個人情報保護委員会委員長　堀部　政男

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン
（外国にある第三者への提供編）

目次

1　本ガイドラインの位置付け
2　総論
2－1　外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意
2－2　外国にある第三者
3　個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制の基準
3－1　適切かつ合理的な方法（規則第11条第１号関係）
3－2　法第４章第１節の規定の趣旨に沿った措置（規則第11条第１号関係）
3－2－1　利用目的の特定（法第15条の趣旨に沿った措置）
3－2－2　利用目的による制限（法第16条の趣旨に沿った措置）
3－2－3　適正な取得（法第17条の趣旨に沿った措置）
3－2－4　取得に際しての利用目的の通知（法第18条の趣旨に沿った措置）
3－2－5　データ内容の正確性の確保等（法第19条の趣旨に沿った措置）
3－2－6　安全管理措置（法第20条の趣旨に沿った措置）
3－2－7　従業者の監督（法第21条の趣旨に沿った措置）
3－2－8　委託先の監督（法第22条の趣旨に沿った措置）
3－2－9　第三者提供の制限（法第23条の趣旨に沿った措置）
3－2－10　外国にある第三者への提供の制限（法第24条の趣旨に沿った措置）
3－2－11　保有個人データに関する事項の公表等（法第27条の趣旨に沿った措置）
3－2－12　開示（法第28条の趣旨に沿った措置）
3－2－13　訂正等（法第29条の趣旨に沿った措置）
3－2－14　利用停止等（法第30条の趣旨に沿った措置）
3－2－15　理由の説明（法第31条の趣旨に沿った措置）
3－2－16　開示等の請求等に応じる手続（法第32条の趣旨に沿った措置）
3－2－17　手数料（法第33条の趣旨に沿った措置）
3－2－18　個人情報取扱事業者による苦情の処理（法第35条の趣旨に沿った措置）
3－3　個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること（規則第11条第２号関係）
【付録】
衆議院内閣委員会における附帯決議（平成27年５月20日）
参議院内閣委員会における附帯決議（平成27年８月27日）

【凡例】

「法」　個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
「政令」　個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）
「規則」　個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第３号）
「通則ガイドライン」　個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年個人情報保護委員会告示第６号）
「改正法」　個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）

1　本ガイドラインの位置付け

個人情報保護委員会は、事業者が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援すること、及び当該支援により事業者が講ずる措置が適切かつ有効に実施されることを目的として、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第４条、第８条及び第60条に基づき具体的な指針として「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第６号。以下「通則ガイドライン」という。）を定めているが、法が定める事業者の義務のうち外国にある第三者への個人データの提供に関する部分に特化して分かりやすく一体的に示す観点から、通則ガイドラインとは別に、本ガイドラインを定めるものである。

改正前の法第23条は、第三者に対する個人データの提供に関するルールを定めてはいたが、第三者が国内にあるのか、外国にあるのかの区別をしていなかった。しかし、経済・社会活動のグローバル化及び情報通信技術の進展に伴い、個人情報を含むデータの国境を越えた流通が増加しており、外国への個人データの移転について一定の規律を設ける必要性が増大してきたこと、また個人情報の保護に関する国際的な枠組み等との整合を図ることを理由に、改正後の法第24条に新たに外国にある第三者に対する個人データの提供に関する規定が設けられた。

当該規定は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号。以下「改正法」という。）の国会における審議を踏まえ、事業者に対して新たな規制を課するものではなく、事業者において現在適切に行われている個人情報の取扱いを追認するものである必要がある。また、衆議院内閣委員会における附帯決議（平成27年５月20日）及び参議院内閣委員会における附帯決議（平成27年８月27日）を踏まえ、海外における個人情報の保護を図りつつ、国境を越えた個人情報の移転を不当に阻害しないよう現実的な規制を構築する必要がある。そこで、本ガイドラインにおいては、外国にある第三者に対する個人データの提供についての考え方、具体例等を示すこととする。

本ガイドラインの中で、「しなければならない」及び「してはならない」と記述している事項については、これらに従わなかった場合、法違反と判断される可能性がある。一方、「努めなければならない」、「望ましい」等と記述している事項については、これらに従わなかったことをもって直ちに法違反と判断されることはないが、法の趣旨を踏まえ、事業者の特性や規模に応じ可能な限り対応することが望まれるものである。

なお、本ガイドラインにおいて使用する用語は、特に断りのない限り、通則ガイドラインにおいて使用する用語の例による。

2　総論

法第24条

個人情報取扱事業者は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについてこの節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この条において同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第１項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

個人情報取扱事業者は、個人データを外国にある第三者に提供するに当たっては、法第24条に従い、次の①から③までのいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ「外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意」を得る必要がある。

①当該第三者が、我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国として個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第３号。以下「規則」という。）で定める国にある場合（※１）